

# 大島一般廃棄物管理型最終処分場運営協議会要綱

## (目的)

第1条 大島一般廃棄物管理型最終処分場（以下「処分場」という。）周辺の環境を保全し、住民生活の安心・安全を確保する観点から、処分場の管理運営等について協議することを目的として、大島一般廃棄物管理型最終処分場運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 運営協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 処分場の管理運営に関すること
- (2) 一般廃棄物の資源循環等に係る連絡調整に関すること

## (構成員)

第3条 運営協議会は次の委員をもって構成し、東京都島嶼町村一部事務組合管理者が委員を委嘱する。

- (1) 大島町住民代表委員 9名以内
- (2) 大島町代表委員 3名以内
- (3) 東京都島嶼町村一部事務組合代表委員 3名以内

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (役員)

第4条 会議の議事進行を図るため座長を置く。座長は大島町代表委員から選出する。

## (会議の開催)

第5条 運営協議会は年1回開催し、座長が召集する。ただし、委員総数の3分の2以上が必要と認めるときは随時開催することができる。

## (開催場所)

第6条 会議は大島町で行う。

## (事務局)

第7条 運営協議会の事務局は東京都島嶼町村一部事務組合に置く。

## (報酬)

第8条 運営協議会の委員の報酬については、これを支給しない。

## 附 則

この要綱は、平成18年12月20日から施行する。